

生活保護手帳
別冊問答集

2009

(2) 加 算

生活保護法による加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんすることを目的として設定されたものである。

個別の特殊事情といっても、人間には趣味嗜好の相違等何がしかの個人差があり、これに伴って生活需要に差異を生じることをもって否定することはできないが、基準生活費は、この程度の個人差を吸収した平均的なものとして設定されている。

しかしながら、障害により最低生活を営むのに健康者に比してより多くの費用を必要とする障害者や、通常以上の栄養補給を必要とする在宅患者や、自分自身の分のほかに胎児のための栄養補給を必要とする妊婦のように、多額の特別需要を有する者については、基準生活費のほかにその分を補てんしないと最低生活が維持できないこととなる。

加算制度は、このような特別の需要に着目して基準生活費に、上積みをする制度であり、したがって、加算対象者についてより高い生活水準を保障しようとするものではなく、加算によってはいじめて加算がない者と実質的な同水準の生活が保障されることになるのである。

問7-17

加算についての届出

(問) 妊産婦加算は届出によって計上することとなっているが、その他の加算はどうか。

(答) 加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となっていて行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいままでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであらう。

なお、妊産婦加算を含めて、月の途中で、加算の要件に該当する者からの申

告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるものである。

* 法第7条 申請保護の原則

* 同 第7-2-2-(2) 加算

問7-18

月の途中で死亡した場合

(問) 加算を適用中の者が、月の途中で死亡した場合、加算は当該月の翌月から削除することとしてよいか。

(答) 死亡した場合はその翌日から保護の廃止又は加算も含めた最低生活費の変更を行なわなければならないことから、死亡した日の翌日から加算も削除されることとなる。

* 同 第7-19 最低生活費の日割計算

問7-19

妊婦についての認定

(問) 妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、保健師の診断によって差し支えないか。

(答) 妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定にかかる診断は、保健師の業務とは認められていないので、すみやかに母子健康手帳の交付を受けるよう指導し、実施機関の指定する医師または助産師の診断を受けさせるようにされたい。この場合必要に応じて検診命令を適用することも考えられる。

* 同 第7-2-2-(2)-ア-(7) 妊産婦加算

* 保健師助産師看護師法(抄)(昭和23年7月30日法律第203号)

第37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし

生活保護手帳 別冊問答集 2009

平成 21 年 6 月 1 日 発行

編 集 生活保護手帳別冊問答集編集委員会

発行者 荘村明彦

発行所 中央法規出版株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-27-4

販 売 TEL 03-3379-3861 FAX 03-5358-3719

編 集 TEL 03-3379-3865 FAX 03-5354-7437

U R L <http://www.chuohokico.jp/>

営業所 札幌-仙台-さいたま-東京-名古屋-大阪-広島-福岡

ISBN978-4-8058-4871-5

定価はカバーに表示してあります。

落丁本・乱丁本はお取り替えます。